

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る条例(案)

条 項	概 要	従う or 参酌
第一章 総則		
第〇条	趣旨	—
第〇条	定義	—
第〇条	一般原則	—
第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準		
第一節 利用定員に関する基準		
第〇条	利用定員	従う
第二節 運営に関する基準		
第〇条	内容及び手続の説明および同意（①説明及び同意義務）	従う
	内容及び手続の説明および同意（②～⑥説明及び同意の方法）	参酌
第〇条	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（①提供拒否の禁止②選考方法③④優先利用）	従う
	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（⑤教育・保育提供困難時の措置）	参酌
第〇条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従う
第〇条	受給資格等の確認	参酌
第〇条	支給認定の申請に係る援助	参酌
第〇条	心身の状況等の把握	参酌
第〇条	小学校との連携	参酌
第〇条	教育・保育の提供の記録	参酌
第〇条	利用者負担額等の受領	従う
第〇条	施設型給付費等の額に係る通知等	参酌
第〇条	特定教育・保育の取扱方針	従う
第〇条	特定教育・保育に関する評価等	参酌
第〇条	相談及び援助	参酌
第〇条	緊急時等の対応	参酌
第〇条	支給認定保護者に関する市町村への通知	参酌
第〇条	運営規程	参酌
第〇条	勤務体制の確保等	参酌
第〇条	定員の遵守	参酌
第〇条	掲示	参酌
第〇条	支給認定こどもを平等に取り扱う原則	従う
第〇条	虐待等の禁止	従う

第〇条	懲戒に係る権限の乱用禁止	従う
第〇条	秘密保持等	従う
第〇条	情報の提供等	参酌
第〇条	利益供与の禁止	参酌
第〇条	苦情解決	参酌
第〇条	地域との連携等	参酌
第〇条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う
第〇条	会計の区分	参酌
第〇条	記録の整備	参酌
第三節 特例施設型給付に関する基準		
第〇条	特別利用保育の基準	従う
第〇条	特別利用教育の基準	従う
第三章 特例地域型保育事業者の運営に関する基準		
第一節 利用定員に関する基準		
第〇条	利用定員	従う
第二節 運営に関する基準		
第〇条	内容及び手続の説明および同意（①説明及び同意義務）	従う
	内容及び手続の説明および同意（②～⑥の準用）	参酌
第〇条	正当な理由のない提供拒否の禁止等（①提供拒否の禁止②③優先利用）	従う
	正当な理由のない提供拒否の禁止等（④教育・保育提供困難時の措置）	参酌
第〇条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従う
第〇条	心身の状況等の把握	参酌
第〇条	特定教育・保育施設等との連携（①連携施設の確保（居宅訪問型事業以外）②連携施設の確保（居宅訪問型）③事業所内保育事業の特例）	従う
	特定教育・保育施設等との連携（④保育提供終了後の円滑な接続）	参酌
第〇条	利用者負担額等の受領	従う
第〇条	特定地域型保育の取扱方針	従う
第〇条	特定地域型保育に関する評価等	参酌
第〇条	運営規程	参酌
第〇条	勤務体制の確保等	参酌

第〇条	定員の遵守	参酌
第〇条	記録の整備	参酌
第〇条	特定教育・保育施設の規定の準用	—
第三節 特例地域型保育給付費に関する基準		
第〇条	特別利用地域型保育の基準	従う
第〇条	特定利用地域型保育の基準	従う
附 則		
第〇条	施行日	—
第〇条	特定保育所に関する特例	従う
第〇条	施設型給付費等に係る経過措置	従う
第〇条	利用定員に関する経過措置	従う
第〇条	連携施設に関する経過措置	従う